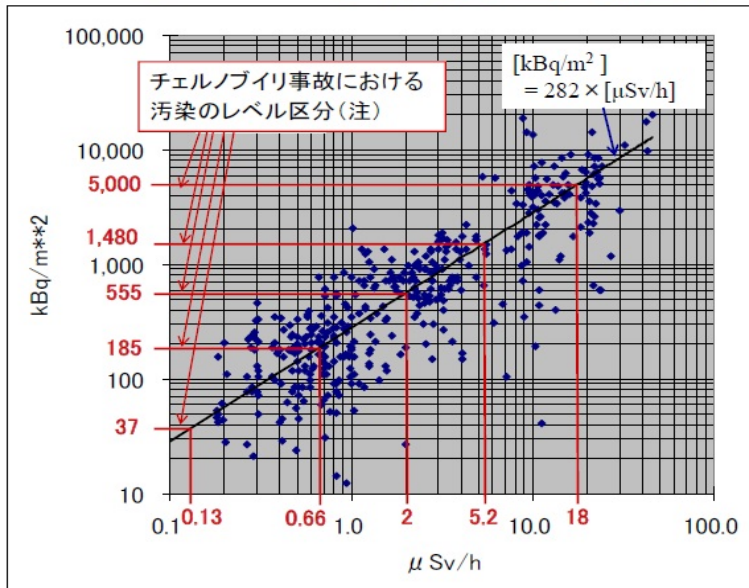


チェルノブイリ事故の際の放射能汚染の区分(土地)

【作成】内部被ばくを考える市民研究会 川根眞也

- 第1区分 **強制避難区域**……居住禁止ただちに強制避難。立ち入り禁止。**土壌 22,769 ベクレル/kg以上**
148 万ベクレル/m²以上 (セシウム 137 40 キュリー/km² 以上)
 空間線量 **5.2 マイクロシーベルト/時** 以上
- 第2区分 **義務的移住区域**……義務的移住の区域、農地利用禁止。**土壌 8,538~22,769 ベクレル/kg**
55.5 万~148 万ベクレル/m² (セシウム 137 15~40 キュリー/km²)
 空間線量 **2~5.2 マイクロシーベルト/時** 年間 5 ミリシーベルト超え
- 第3区分 **移住権利対象区域**……国家補償による移住の権利。**土壌 2,846~8,538 ベクレル/kg**
18.5 万~55.5 万ベクレル/m² (セシウム 137 5~15 キュリー/km²)
 空間線量 **0.66~2 マイクロシーベルト/時** 年間 1~5 ミリシーベルト
- 第4区分 **放射線定期監視居住区域**……不必要な被ばくを避けなければならない。
土壌 569~2,846 ベクレル/kg
3.7 万~18.5 万ベクレル/m² (セシウム 137 1~5 キュリー/km²)
 空間線量 **0.13~0.66 マイクロシーベルト/時** 年間 1 ミリシーベルト以下

土壌のCs137汚染濃度と空間線量率との相関



(注)
 チェルノブイリ事故で設定された汚染のレベル区分とそれにもとづく対策は、放射線防護上はより安全側設定であったが、その便益に比べ、住民の生活への過大な負荷を強いる結果になり、今日では、「最適化」や「正当化」の視点から問題があったとの評価がなされている。

文科省 土壌モニタリング結果(4月30日 10:00時点)をもとに作成(Bq/kg単位をkBq/m²単位に換算)

線量率は福島市の線量率減衰特性を利用して、4月24日時点の値に補正

第16回原子力委員会資料「土壌汚染問題とその対応」 河田東海夫 2011年5月24日 より

- ※ 1 キュリー/km²=37000 ベクレル/m²=3.7 万ベクレル/m²
- ※ 原子力安全委員会による換算式 土壌汚染(ベクレル/kg)×65= 土地汚染(ベクレル/m²)
- ※ **4万ベクレル/m²**という数値は、『放射線管理区域』(原子炉建屋など)の基準になる値。4万ベクレル/m²よりも高くなってくるとどんどん危険になるので気をつけなさいということ。
 —筑波大学アイソトープ総合センター・末木啓介准教授
- ※ 土地 3.7 万ベクレル/m²⇒土壌汚染 569 ベクレル/kg……**ほぼ日本の『放射線管理区域』に相当 0.13 μSv/h**
- ※ 政府は、年間 20mSv まで安全だと福島への住民帰還を進めています。